

こ成環第73号  
令和7年3月3日

各 都道府県知事 殿  
公募団体

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

### 令和7年度（令和6年度からの繰越分）こどもの居場所づくり支援体制強化事業の実施について

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校等様々な場所において、安全・安心な環境のもと様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。

また、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加等、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じており、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。

加えて、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。

こうした背景を踏まえ、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであるが、市町村におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、今般、別紙のとおり「こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和6年12月17日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して、周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別紙)

## 子どもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱

### 第1 目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加等、子どもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）等に基づき、各自治体における子どものニーズの把握等の居場所づくりの前提となる実態調査の実施や、子どもの居場所に係る利用促進・周知を図るため等の広報啓発に対する支援をすることで、子どもの居場所づくりを推進することを目的とする。

また、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子どもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、子どもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

### 第2 実施主体

事業を実施する主体は（以下「実施主体」という。）は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県及び市町村は事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することとする。

ただし、第3に定める事業のうち、3については、同項に定めるところによるものとする。

### 第3 事業内容

#### 1 子どもの居場所に係る実態調査・把握事業

##### (1) 趣旨

居場所づくりを進める上で、地域における居場所について、供給側と需要側の2つの側面から、実態把握を行うことが重要である。

本事業は、供給側の実態として、地域において既に居場所となっている資源がどれくらいあるのか、また、どんな機能を担い、実際にその機能を果たしているか、支援における課題や改善策、実施状況、どのような範囲で支援を提供しているのか等を把握するとともに、需要側の実態として、地域に住む子ども・若者が自分の居場所を持っているのか、また、子ども・若者が居場所についてどんなニーズを有しているのか、なぜニーズを充足できないのか、どんな要因によってニーズを満たせたのかといった

内容を把握し、自治体の各種計画等に活かすことで地域における子どもの居場所づくりの推進を図る。

## (2) 事業内容

以下の①～③により、子どもの居場所に関する実態について調査し、検証を実施する。

### ① 調査対象

- ・ 学童期（小学生年代）からおおむね30歳未満の子ども・若者、また貧困や障害等の特定のニーズのみならず多様なニーズを持つすべての子ども・若者
- ・ 管内に所在する居場所の運営者、教育機関、社会福祉協議会や社会福祉法等の関係団体など居場所づくりに関わる者等

### ② 実施方法

- ・ ①の調査対象のうち、全部又は一部を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施すること。
- ・ 子どもの居場所の現状や直面する課題を把握するとともに、調査結果を踏まえた課題整理等の分析を行うこと。

### ③ 調査項目

調査にあたっては、各自治体において、次の分類に従い、検討し実施することとする。

#### ア 供給側の実態把握として望ましい項目

- ・ 地域にある子ども・若者の居場所となっている場（居場所づくりを目的として行っている場）の数とその機能（例：安全で安心な場の提供、学習・食事支援、外遊び等）、その詳細（支援内容、対象となる子どもの年齢の範囲、運営状況、使用状況等）等
- ・ 居場所づくりに活かせる潜在的施設等の地域資源の状況（例：居場所として開設の意向の有無、開設予定期、提供予定の支援内容等）
- ・ 居場所づくりを支援する中間支援組織等の関連資源の有無
- ・ 子どもの居場所運営や支援者が抱える課題分析

#### イ 需要側の実態把握として望ましい項目

- ・ 子どもの居場所に対する子ども・若者のニーズ・実態（例：居場所を持っているか、またその居場所はどこか、その居場所に求めているニーズや機能等）
- ・ 子ども・若者のニーズが満たせていない要因等の分析

#### ウ その他実態の把握、支援策を検討する上で必要な事項

## (3) 留意事項

- ・ 子ども・若者本人へのアンケートについては、回答、回収、集計等の利便性を考慮し、効率的かつ効果的な方法により実施すること。

- ・ アンケートの実施を通じて回答者であるこども・若者自身が自分の意志で利用できる居場所があることを知ることも想定されることから、例えば、アンケート末尾等に市町村が把握している居場所や相談先一覧を掲載する等、こども・若者が居場所の利用や相談を望む場合の対応方法も検討すること。
- ・ 効果的と考えられる支援施策を検討するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを検討することが望ましいこと。
- ・ 既存の実態調査の対象を拡充して、新たに実態調査を行う場合や、調査結果の分析により追加調査の必要性が生じた場合等においても本事業を活用できる。

## 2 こどもの居場所に係る広報啓発事業

### (1) 趣旨

居場所づくりとは、創設するだけではなく、その場へのアクセスも含んだ概念であり、いかにこども・若者がその場を知り、見つけ、利用できるかについて工夫することが重要である。そのため、地域の中にあるこどもの居場所が、こども・若者や保護者に知られていることが必要である。本事業は、地域におけるこどもの居場所に関する情報発信やこどもの居場所への認知・理解促進等を図るために広報啓発、地域の関係機関等に対してこどもの居場所に関する取組を促し、こどもの居場所に関して、市町村と当該関係機関等との連携協力体制の構築を図ることにより、こどもの居場所に関する地域の理解を深め、こども・若者が自身のニーズに適した居場所にアクセスしやすい環境を整備する。

### (2) 事業内容

広報啓発の実施にあたり、次に掲げる項目を参考にしつつ、こどもの視点に立ち、地域の実情に応じて創意工夫して実施すること。

- ・ 多様なこどもの居場所に関する情報をまとめ、マップやポータルサイト等に可視化し、検索できるようにする等、地域全体として地域のどこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信すること。
- ・ こどもの居場所に関するシンポジウムを開催する等、地域の理解促進を図るための取組を行うこと。

### (3) 留意事項

- ・ 地域におけるこどもの居場所の情報発信をする際には、特に、対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方等、こども・若者にとってイメージできるような情報を掲載する等、こども・若者が「行きたい」と思うような工夫を行うこと。
- ・ 居場所に関する情報にこども・若者が適切にアクセスできるよう、地方公共団体の福祉部門や教育委員会等が連携して、こども・若者やその保護者に広く情報提供がなされるよう取り組むこと。

### 3 NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業

#### (1) 趣旨

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子ども・若者の可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証することにより、全ての子ども・若者が安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進する。

#### (2) 事業内容

本事業が対象とする居場所の取組は、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子ども・若者の可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等の検証に資する取組（以下、「モデル事業」という。）とする。

##### （モデル事業取組例）

- ・ 早朝の子どもの居場所づくり
- ・ 新たなテクノロジーを活用した子どもの居場所づくり
- ・ ユースを中心とした居場所づくり
- ・ 居場所づくりに関する中間支援
- ・ 令和6年能登半島地震により被災した子どもの心の負担軽減や回復等を目的とした居場所づくり
- ・ オンライン上において、居場所の提供及び支援の実施
- ・ その他、居場所づくりや居場所における効果的な支援方法等の検証に資する取組

#### (3) 実施主体

モデル事業の実施主体は、以下の①及び②のうち申請のあったものの中から、別に定めるNPO法人等と連携した子どもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会（以下、「企画評価委員会」という。）において事前評価を行い、採択されたものとする。

- ① 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下、「都道府県等」という。）。なお、事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することとする。
- ② 全国展開しているオンラインによる居場所の提供並びに支援及び被災した子どもの居場所づくり支援の実施については、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人（以下、「社会福祉法人等」という。）であって、以下の要件をすべて満たすもの。
  - ア 申請する前年度において当該法人としての事業実績がある等良好な運営がなされていること。
  - イ 過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して

相当と認められる期間を経過していること。

#### (4) 留意事項

- ・ 本事業の対象は令和8年3月31日までに終了する取組であること。
- ・ 「全国展開しているオンライン居場所の検討」については、地方自治体との連携のあり方や課題等についても報告すること。
- ・ 次に該当する取組については、本事業の対象としない。
  - ① 他の支援制度・補助金で実施可能な取組であって、新たな検討の視点等がない取組
  - ② 教育活動を主たる目的とする取組
  - ③ 第三者への資金交付や営利を目的とした取組
  - ④ 取組に要する費用が50万円に満たない取組
  - ⑤ 取組の大部分が設備又は備品の購入等である取組
  - ⑥ これまでに、本事業に採択された団体による、同様と解される取組（ただし、令和6年能登半島地震により被災した子どもの心の負担軽減や回復等を目的とした居場所づくりについては除く）
  - ⑦ 事業内容が趣旨と明らかに異なる取組
- ・ 本事業の採択を受ける場合には、別に定める公募要領により応募すること。

## 第4 経費の補助

国は、上記第3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。